中央区市民活動ネットワーク登録基準

平成23年3月3日区長決裁

(目的)

第1条 この基準は、中央区市民活動ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)への登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録団体の要件)

- 第2条 登録できる団体は、次の要件をすべて備えていることとする。
 - (1) 区民の自由な意思に基づき集まり、自ら立てた規範に従って市民活動を行う団体であること
 - (2) 区内に事務所又は活動拠点を構えていること
 - (3) 会則又は規則を有していること
 - (4) 会員名簿を有していること
- 2 前項に規定する団体の活動内容は、次のいずれかに該当することとする。
 - (1) 自然・環境に関する活動
 - (2) 健康・福祉に関する活動
 - (3) 歴史・文化・伝統に関する活動
 - (4) 安全・生活環境に関する活動
 - (5) 地域交流に関する活動
 - (6) 青少年の健全育成に関する活動
 - (7) スポーツの振興に関する活動
 - (8) その他区長が特に認める活動
- 3 次の各号に該当する活動を行う団体の登録は認めない。
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
 - (2) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - (3) 政治上の主義を主張し、支持し、又はこれに反する活動をするもの
 - (4) 趣味や娯楽のみを目的とする活動
- 4 前項に反しなされた申請は、これを棄却し、又は取り消すことができる。 (登録の申請)
- 第4条 登録を受けようとする団体は、市民活動ネットワーク登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え区長に提出しなければならない。
 - (1) 会則又は規約等
 - (2) 会員等名簿
 - (3) 事業計画書
 - (4) 収支予算書
 - (5) その他区長が必要とする書類

(登録の完了)

- 第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、必要事項を確認し、本基準に照らし合わせ、不備等が無い場合は、申請書を受理することとし、 受理した段階でネットワークへの登録完了とする。
- 2 区長は、前項の規定により受理した場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(登録の取り消し)

- 第6条 区長は、次の事由に該当すると認められる場合には、登録の取り消し を行うことができる。
 - (1) 団体の運営に著しく適正を欠くと認められ、その改善命令に従わないとき
 - (2) 団体の解散又は合併により、目的を達成することができないと判断されるとき

(実績報告の提出)

第7条 区長は、必要に応じ団体に対し活動報告書の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

(施行期円)

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

(登録の特例)

2 さいたま市中央区コミュニティ協議会加入団体は、本基準に準じた入会基準による審査を経ているため、同協議会からの入会承認決定通知書の発行をもって、ネットワークへの登録を完了したものとみなす。

中央区市民活動ネットワーク登録申請書

中央区長 あて

中央区市民活動ネットワークへ登録したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

				年	月	日
団 体 名	フリガナ					
団体の所在地 又は活動拠点	さいたま市中央区		<u>電話</u>	<u>.</u>		
代表者氏名	フリガナ					
代表者住所						
			電話	<u>.</u>		
団体の 活動内容	□自然・環境		-	健全育成		
	□健康・福祉 □歴史・文化・伝統	□ス□そ		の振興		
	□安全・生活環境		V J IE			
	□地域交流					
構成員	男人 女_		人	合計		<u></u>
添付書類	□会則又は規則		収支予			
	□会員名簿(役員名簿) □事業計画		その他	•		